

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和4年3月16日(水) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301会議室

2 議事の構成

農業委員16名

出席委員	1 番	松田 明久	3 番	永井 英男
	4 番	石黒 正幸	5 番	井口 喜裕
	6 番	永田 勝美	7 番	西村 淳子
	8 番	天野 智康	9 番	村松 恵美子
	10番	荻原 克夫	11番	鈴木 稔
	12番	加藤 元章	13番	金原 純一郎
	14番	渥美 敦子	15番	石川 智康
	16番	安間 啓一		

欠席委員 2 番 木野 浩之

3 事務局

産業環境部長	1 人
農政課長	1 人
課長補佐兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係副主任	1 人
農地利用係主事	1 人
農業経営指導マネージャー	1 人

4 議 事

事務局
(木根)

それでは、ただいまから3月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長

それでは、ただいまから3月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、
総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「12番 加藤元章 委員」、
「13番 金原純一郎 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

今回、農地法3条の議案のなかで、9番については、柴田勝廣委員が関係する
案件となっております。農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められて
おり、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関
する事項については、その議事に参与することができないことになっておりま

すので、初めに、9番の採決を行いたいと思います。
それでは、柴田勝廣委員については、退席していただきます。

＝ 柴田委員 退席 ＝

事務局から9番の案件について、議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【9】

梅山[]、田、[]m²
[]から[]への所有権移転になります。

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、以上で質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第8号9番の案件については、申請理由を適当と認め、承認すること
に、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第8号9番の案件については、承認することに決しました。

＝ 柴田委員 入室 ＝

次に、議第8号1番から8番の案件について事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

【1】

浅名 []、田、 [] m²、他1筆、計 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【2】

浅名 []、田、 [] m²、他4筆、計 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【3】

浅名 []、田、 [] m²、他2筆、計 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【4】

浅名 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【5】

浅名 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【6】

浅名 []、田、 [] m²、他1筆、計 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【7】

浅名 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。

【8】

豊住 []、田、 [] m²

[] から [] への所有権移転になります。 [] さんの貸付地につきましては、浅名地内の田を [] が一体的に借り受け、耕作しているものです。

以上、計8件、 [] m²でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

加藤委員 1番から7番までの説明をいたします。申請地は浅名で、[]になります。この場所には、[]がハウスを建てて、ネギの栽培をしております。1番は[]さん、2番は[]さん、3番は[]さん、4番は[]さん、5番は[]さん、6番は[]さん、7番は[]さんから[]への所有権移転です。今まで土地を借りてネギの栽培をしておりましたので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

8番の説明をいたします。申請地は豊住で、[]になります。こちらは、3番の案件の[]さんが農業者年金を受給している関係で行う農地の交換です。[]が、水稻とブルーベリー等を栽培しておりますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、以上で質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第8号1番から8番の案件については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第8号1番から8番の案件については、承認することに決しました。

次に、議第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

山田■■■■■、畑、■■■■■㎡のうち■■■■■㎡につきましては、■■■■■が営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の更新の申請がされるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」にあり、3年間の一時転用申請です。

以上、計1件、畑、■■■■■㎡でございます。

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

村松委員

1番の説明をいたします。申請地は山田で、営農型太陽光発電の2回目の更新になります。発電設備の下では、茶畑を耕作しております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第9号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第9号については、承認することに決しました。

次に、議第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(芝崎)

議第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

愛野 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、
宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

木原 []、田、 [] m²、ほか11筆、計 [] m²につきましては、
[] ほか8人から [] へ賃貸借により、倉庫・事務所敷地として、転用申請されるもので、申請地は、令和2年10月6日付けで農用地区域から除外されており、10ha以上の集団的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

【3】

木原 []、田、 [] m²、ほか4筆、計 [] m²につきましては、
[] ほか4人から [] へ所有権移転を行い、倉庫・事務所敷地として、転用申請されるもので、申請地は、令和2年10月6日付けで農用地区域から除外されており、10ha以上の集団的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

【4】

新池 []、田、 [] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【5】

鷺巣 []、田、 [] m²につきましては、[] から [] へ使用貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる青地農地に該当し、原則不許可となりますが、令和4年3月22日から令和5年5月31日までの一時転用となります。

【6】

山科 []、田、 [] m²につきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、駐車場・倉庫敷地として

転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【7】

山科■■■■■、田、■■■m²、ほか2筆、計■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、農業用施設敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

広岡■■■■■、畑、■■■m²、ほか1筆、計■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【9】

村松■■■■■、田、■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【10】

延久■■■■■、田、■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、自己用受託敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【11】

延久■■■■■、田、■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【12】

横井■■■■■、畑、■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■ほか1名へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【13】

岡崎■■■■■、畑、■■■m²のうち■■■m²につきましては、■■■■■から■■■■■へ賃貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、原則不許可となりますが、許可日から令和5年3

月31日までの一時転用となります。

【14】

岡崎■■■■■、畑、■■■㎡のうち■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ使用貸借により、資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種農地に該当し、原則不許可となりますが、許可日から令和5年3月31日までの一時転用となります。

【15】

上山梨■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【16】

下山梨■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【17】

宇刈■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【18】

浅羽■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【19】

浅羽■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【20】

梅山■■■■■、畑、■■■㎡、ほか2筆、計■■■㎡につきましては、■■■■■ほか2名から■■■■■へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【21】

西通笠■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■へ所有権移転を行い、農業用倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計21件、田、■■■■■㎡、畑、■■■■■㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1 番の説明をいたします。申請地は愛野■■■■■になります。■■■■■から■■■■■への宅地分譲4区画にするための所有権移転です。申請地は、既に都市計画事業が終了しており、下水も完備しております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

事務局
(芝崎)

2 番と3 番の説明をいたします。申請地は木原で、事務所倉庫の敷地拡張のための許可申請です。2 番が賃貸借、3 番が所有権移転となります。申請者は、木原に本社を置き一般貨物倉庫業等を行っているもので、今回、事務所倉庫を増設したいと申請がございました。申請地は■■■■■にあり、農地の広がり概ね10ha以上の規模の一団の農地で第1種農地に該当します。第1種農地の例外規定であります既存施設の2分の1以内での拡張であり、排水については、調整池で調整した後、西側の河川へ排出する計画であり、周辺農地への影響はないと判断いたしました。転用規模が妥当であること、農用地区域除外を受けていること、袋井市土地利用事業適正化に関する指導において承認を受けていること、地元への同意を得ていることから許可相当と判断いたします。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

4 番の説明をいたします。申請地は新池で、大阪に住んでいる■■■■■さんが自己用住宅を建設し生活をしていきたいということで申請がございました。仕事については退職されており、今回適地が見つかったということで、こちらの土地を取得して、新しい住まいで暮らしていきたいということです。排水等につきましては、完備されており、下水道が埋設されておりますので、そちらに排出していく計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

永井委員

5 番の説明をいたします。申請地は鷺巣で、■■■■■になります。■■■■■が、現在調整池の工事をしている隣接地になります。■■■■■が■■■■■さんから農地を借り受けて、建設発生土置場及び資材・重機置場にするための一時転用の許可申請です。周囲は農用地です。

が、排水は西側と東側の水路に流す計画です。期間終了後は、現状に戻すということで、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

6番の説明をいたします。申請地は山科で、[]になります。[]さんから[]への所有権移転で、駐車場敷地にするための許可申請です。[]は、申請地の隣にございます。東側に水田が残りますが、用水と排水は維持されます。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

7番の説明をいたします。申請地は山科で、[]のところです。2月に申請のありました5条の案件の隣地になります。[]さんから[]さんへの所有権移転で、農業用施設敷地拡張のための許可申請です。周囲はすでに住宅地であり、雨水は東西にある排水路へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員

8番の説明をいたします。申請地は広岡で、[]になります。申請者の[]が[]さんから所有権移転をし、建売住宅建設をするための許可申請です。生活排水は合併浄化槽を通じて北側の側溝へ、雨水についても北側の側溝へ流す計画です。周囲は住宅地であり、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

9番の説明をいたします。申請地は村松で、[]になります。申請者の[]さんが[]さんから所有権移転をし、貸駐車場にするための許可申請です。駐車場は碎石敷で、雨水については地下浸透になります。西側に水田がありますが、水田との境は壁を新設します。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

井口委員

10番と11番の説明をいたします。申請地は延久で、[]になります。譲渡人の[]さんから譲受人の[]さんへの自己用住宅建設と貸駐車場にするための許可申請です。第3種農地で、排水等は合併浄化槽を通じて南側の側溝へ流す計画です。周辺農地には影響ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

12番の説明をいたします。申請地は横井で、[]になります。[]から現在アパートに住んでいる[]さんへの使用貸借による自己用住宅建設のための許可申請です。周辺は住宅地

域であり、排水等については、合併浄化槽を通じて、道路側溝へ流す計画です。近くに農地也没有せんので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

荻原委員

13番と14番の説明をいたします。申請地は岡崎です。申請地は、碎石置場等の状態になっていたため、以前の状態に戻していただいてから改めて申請しております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

鈴木稔
委員

15番の説明をいたします。申請地は上山梨で、[REDACTED] [REDACTED] さんから [REDACTED] さんへの所有権移転になります。周囲も住宅地で駐車場がないということで、貸駐車場の申請がございました。雨水については自然浸透で、道路側にも側溝がありますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

16番の説明をいたします。申請地は下山梨で、[REDACTED] になります。周囲は住宅地でアパートも多く建てられており、駐車場がないということで、[REDACTED] さんから [REDACTED] さんへの所有権移転で貸駐車場にするための許可申請です。雨水は自然浸透で、道路側にも排水路がありますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

17番の説明をいたします。申請地は宇刈で、[REDACTED] になります。[REDACTED] さんから [REDACTED] さんへの所有権移転です。家族の自動車の保有台数が多くなり駐車場スペースがなくなったため、駐車場を確保したいということで申請がございました。雨水は自然浸透で、北側にも排水路があるため、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

加藤委員

18番の説明をいたします。申請地は浅羽で、[REDACTED] になります。[REDACTED] さんから [REDACTED] さんへの自己用住宅建設のための許可申請です。地目は田になっていますが、既に埋め立てられており、一時は飲食店の駐車場等として使用され、始末書が提出されています。排水等は西側の公共下水道へ排水していく計画です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

19番の説明をいたします。申請地は浅羽で、[REDACTED] になります。[REDACTED] さんが [REDACTED] さんから所有権移転をし、貸駐車場にするための許可申請です。地目は田になっておりますが、現在は不耕作で保全管理されている状態です。排水は南側の水路へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

石川委員 20番の説明をいたします。■■■さん、■■■さん、■■■さんから■■■への所有権移転で、建売住宅を2棟建築する計画です。下水は公共下水道が完備しておりますので、そちらへ流す計画です。周囲には畑等もありますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

安間委員 21番の説明をいたします。申請地は西同笠で、■■■さんから■■■さんへの所有権移転になります。こちらの案件につきましては、農業の作業小屋が既に建てられていたということで始末書が提出されております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第10号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第10号については、承認することに決しました。

次に、議第11号「非農地証明の交付について」を議題といたします。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局 (浜本) 議第11号「非農地証明の交付について」。非農地証明について下記のとおり申請がありましたので審議を求めます。

【1】

広岡■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■が、先々代以前から住宅敷地として利用しておりましたが、この度、農地であることが判明したため、申請するものです。

以上、計1件、田、 ㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

石黒委員

1番の説明をいたします。申請地は、広岡になります。物置の外観をリフォームしたため、新しく見えますが昭和9年ごろから建っております。今回、登記簿謄本をとる機会があり、地目が農地であることが判明したため、申請されました。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

会長

ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第11号については、申請理由を適当と認め、証明を交付することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第11号については、承認することに決しました。

次に、議第12号「非農地の判断について」を議題といたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(松浦)

議第12号「非農地の判断について」。非農地（「農地」に該当しない旨）の判断について下記のとおり審議を求めます。

【1】

豊沢 、畑、現況山林、 ㎡、ほか1筆
計 ㎡、所有者、

【2】

愛野 、田、現況山林、 ㎡、ほか6筆
計 ㎡、所有者、 、ほか1名

【3】

村松 、畑、現況山林、 ㎡、ほか5筆

2 番の愛野地区ですが、場所は、[REDACTED]になります。事務局・農業委員とともに現地確認したところ、家屋の裏にあるため接道等もなく、山林化しており、農地としての要件を満たしておりませんので、非農地化しても問題ないと考えます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

鈴木元治
委員

3 番の村松地区ですが、場所は、[REDACTED]になります。事務局・農業委員とともに現地確認したところ、非農地化の判断基準であります、容易に出入りできないこと、平地でないこと、周辺に影響がないことなどの要件を満たしております。数年前まで畑でありましたが、現在は竹林が生えておりますので、非農地化しても特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

金井委員

4 番の大谷地区ですが、場所は、[REDACTED]になります。中央に水槽のようなものがあり、それを作った時の道路がありますが、周囲は山で、非農地化の要件を満たしておりますので、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

5 番の山田地区ですが、場所は [REDACTED] になります。非農地化の要件を満たしておりますので、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

埋田委員

6 番の岡崎地区ですが、場所は、[REDACTED]になります。事務局・農業委員とともに現地確認した結果、判断基準であります容易に出入りができないこと、平地でないこと、周辺に影響がないことなどの要件を満たしておりますので、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

鈴木芳之
委員

7 番の宇刈地区ですが、場所は、[REDACTED]になります。事務局・農業委員とともに現地確認した結果、竹林が生えており、入れないという状態になっております。耕作者もご高齢であることから、畑を耕作できないということで、非農地化しても特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員

8 番の浅羽地区ですが、事務局・農地利用最適化推進員とともに現地確認した結果、判断基準であります平坦ではないこと、周辺にも影響がないこと等の要件を満たしており、非農地化しても特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

9番の浅名地区ですが、場所は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXになります。事務局・農地利用最適化推進員とともに現地確認した結果、判断基準であります容易に出入りできないこと、平坦ではないこと、周辺にも影響がないこと等の要件を満たしており、特に問題ないと思われます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございました。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

安間委員 畑から山林になった場合、その後の管轄は農政課になりますか。

事務局
(松浦) 山林になりますと、面積によって判断が県か市か分かれていますが、市になりますと農業振興係の管轄になります。今回、一部農用地区域内（青地）もあり、青地山林になりますと、農振法の規制がありますので、農地利用係と農業振興係が連携して対応していくことになります。非農地化され、山林地目になりますと、売買する場合は、農地法の許可は不要になります。

荻原委員 非農地化されると、税金は高くなりますか。また、非農地化した場合、地目の変更はどうなりますか。

事務局
(松浦) 農地課税から山林課税になりますので、税額自体は安くなります。
非農地化の判断をもちまして、農業委員会で管理している農家台帳からは外します。ただ、登記地目自体は変わっておりませんので、地権者の方に非農地化の通知と地目変更の案内をお送りいたします。それに基づいて、地権者の方に地目を変更していただくことになります。その後は、農地法の規制がかからないことになります。

永井委員 この非農地化は地権者本人からの申請になりますか。

事務局
(松浦) 地権者の方からの申請ではございません。議案に諮る前に地権者の方に非農地化の判断のご案内はしておりますが、地権者から申出があったため、選定したわけではございません。夏の調査でB判定と判断された農地で開発しづらいところから事務局が選定しております。

会長 その他ございますか。他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第12号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの発言あり ＞

ご異議なしと認めます。

よって、議第12号については承認することに決しました。

次に、議第13号「「袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」。事務局からお願いします。

事務局
(鈴木)

議第13号「「袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」。「袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、下記のとおり審議を求めます。

本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が策定した基本方針に即し、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指して、市が定めるものでございます。この策定に際しては、農業委員会等の承認が必要でございますことから、お諮りするものでございます。それでは、主な変更点についてご説明いたします。まず、変更の理由でございますが、県の策定する基本方針が昨年3月に改正されたことに伴い、その基本方針に即し市の基本構想を変更するものでございます。

主には2点ございます。

1点目は、「効率的かつ安定的な農業経営の基本指標」になります。これは認定農業者の認定の目安となるものでございますが、現在、農業所得の指標として「1経営体あたり800万円程度」と示しております。変更では、それを残しつつ、「主たる従事者1人あたり400万円程度」の表記を加えます。農業の実態といたしまして、夫婦での営農や、経営主とその後継者の2人で経営されていることが多いことから、今回、主たる従事者1人あたりの指標を掲げました。2点目は、「営農類型」をこれまでの16類型から19類型に見直すものでございます。主な変更としましては、花きを「ばら、トルコギキョウ、観葉植物」の3つに細分化、水稻にレタス、キャベツの複合栽培を追加、そのほか、しいたけを加えまして、19類型に改めております。

その他、認定新規就農者に関する項目や、担い手への農地面積集積の目標等を掲げております。また、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項につきましても、6つの項目を掲げております。

以上が今回の主な変更点でございます。

なお、議案をご承認いただいたのち、10日間程度の公告期間を経て3月末までに策定の予定でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

荻原委員 認定農業者の基本指標の営農類型が変更されていますが、該当しない営農
類型の場合、現行の市補助金制度の対象外となりますか。

事務局 基本指標の営農類型はあくまでモデルケースであり、市補助制度の採択要
(鈴木) 件は認定農業者であることとなりますので、対象となります。

会長 その他ございますか。他に質問もないようですので、質疑を終結し、農
業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第13号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ご
ざいせんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって、議第13号については承認することに決しました。

次に、日程第3、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報
告について」。報告事項について事務局からお願いします。

事務局 報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地
(浜本) 法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記
のとおりありましたので、報告します。

【1】

鶯巣[]、田、[]m²

[]、[]、転用目的

ほか3件、計4件、[]m²でございます。

4番について、補足説明いたします。[]さんは自身の高齢化により、農
業経営の継続が困難となったため、今回、借り受けていた農地を解約いたし
ました。解約された農地については、宇刈の[]さんが引き続き耕作す
る計画となっております。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

|

議事録署名人